

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について

1. 背景

海洋汚染等防止条約（MARPOL 条約）附属書 I（油による汚染の防止のための規則）第 17 規則を踏まえ、我が国においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第 8 条第 1 項等において油記録簿等の備付けを義務付けるとともに、油記録簿等に関し必要な事項は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「海防法施行規則」という。）で定めている。

現在、油記録簿等の作成・保存（以下「作成等」という。）については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。以下「国交省 e 文書法施行規則」という。）により、電磁的記録を使用していることが認められている※。

今般、2019 年 5 月に行われた国際海事機関（以下「IMO」という。）の第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、電磁的記録を使用した油記録簿等の作成等に関し、IMO で策定したガイドラインに基づき主管庁の承認を得た電子記録簿を使用していることとする改正案が採択された。

このため、電磁的記録を使用した油記録簿等の作成等に関し、国交省 e 文書法施行規則に規定された技術基準に加え、IMO で策定したガイドラインで規定された技術基準を満たす必要があることから、海防法施行規則を改正し、電磁的記録を使用して油記録簿等の作成等を行う場合には、告示で定める技術基準を満たした電子記録簿を使用していることを定めるとともに、電子記録簿の技術基準の詳細を定める告示を制定することとする。

※ 船舶発生廃棄物記録簿（海防法第 10 条の 4、海洋施設の油記録簿等（海防法第 18 条の 4）及び燃料油等の使用に関する航海日誌への記録（海防法施行規則第 12 条の 17 の 5 の 2 等）については、国交省 e 文書法施行規則において規定されていないが、今後、国交省 e 文書法施行規則の改正を行い、これらについても電磁的記録を使用した作成等を認める予定。

2. 改正の概要

（1）海防法施行規則の一部改正関係

以下の記録簿等について、技術基準を満たした電子記録簿を使用する場合は電磁的記録として作成・保存等が認められることを規定する。

- ・ 油記録簿（海防法第 8 条及び第 18 条の 4）
- ・ 有害液体物質記録簿（海防法第 9 条の 5 及び第 18 条の 4）
- ・ 船舶発生廃棄物記録簿（海防法第 10 条の 4）
- ・ オゾン層破壊物質記録簿（「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 36 号）」附則第 9 条）
- ・ 海洋施設の油記録簿等（海防法第 18 条の 4）
- ・ 燃料油の使用等に関する航海日誌への記録（海防法第 19 条の 3 及び第 19 条の 21、海防法施行令第 11 条の 7 並びに海防法施行規則第 12 条の 17 の 5 の 2 及び第 12 条の 17 の 6）

（２）電子記録簿の技術基準を定める告示（仮称）の制定関係

IMO で策定されたガイドラインに基づき、海防法施行規則で認められる電磁的記録を作成・保存する場合に使用する電子記録簿の技術基準を以下のとおり定める。

- ・ 入力が必要となる事項が全て入力されていない場合、電磁的記録を保存することができないこと
- ・ 位置情報その他の必要な情報をできる限り自動的に入力できること
- ・ 機器の故障等により情報を自動的に入力することができない場合、手動により入力できること
- ・ 自動的に入力された情報について改変が行われないよう電磁的記録を保護するとともに、改変の試みがなされた場合はこれを自動的に記録すること
- ・ 海防法関係法令で定められた様式と同じ形で電子記録簿上に表示され、書面により出力されること
- ・ 海洋汚染防止法関係法令で規定されている期間以上の期間、電磁的記録を保存できること

等

3. スケジュール（予定）

公布：令和２年８月中

施行：令和２年１０月１日